

熊本県告示第 445 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 16 年 4 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	高森竹田線	阿蘇郡波野村大字中江字山ノ上 1264 番地先から 同 所 同 字 1262 番地先まで	156.5	単交安

2 供用開始する期日 平成 16 年 4 月 26 日

熊本県告示第 446 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
上天草訪問看護ステーション 上天草市龍ヶ岳町高戸 1419 - 19	上天草市	平成 16 年 3 月 31 日

熊本県告示第 447 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
ケアセンターあすなる 熊本市護藤町 3694 番地 1	株式会社あすなる	平成 16 年 4 月 14 日

熊本県告示第 448 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
居宅介護支援事業所 ふれ愛館キララ 八代市錦町 19 - 10	有限会社 日進	平成 16 年 3 月 30 日

熊本県告示第 449 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 16 年 4 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子